

# 仕様書

日本貿易振興機構  
ビジネス展開支援部

- 1 就業場所 山形貿易情報センター
- 2 部署業務内容 県内中小企業の海外展開のための各種支援事業の実施、農林水産物・食品関係はじめ海外ビジネス関連各種セミナー開催、県受託事業の実施(貿易実態調査、バイヤー招聘商談会開催)、貿易投資相談、個別企業支援(輸出有望案件支援事業等)、RIT事業(米沢ードイツ・ザクセン) 他
- 3 業務内容 中堅・中小企業が行う海外への事業展開に対する支援業務におけるアシスタント業務
1. 各種書類・資料作成、データ入力作業
  2. 書類整理、ファイリング
  3. 電話応対
  4. 関係先との連絡調整(電話、FAX、メール等)
  5. セミナー・商談会等イベント開催時の当日運営業務補助
  6. 経理処理に係る業務補助
  7. その他庶務業務
- 募集人数: 1 名
- 出張の有無: 無し
- 残業: 法定内 244 時間程度見込まれる(契約期間内合計)  
法定外 244 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
- 4 派遣契約期間 2017年4月3日 ~ 2018年3月31日  
※本契約終了後の契約更新なし  
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。  
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 5 勤務時間 9:00 ~ 17:00  
(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日  
(勤務曜日) 月火水木金
- 6 派遣元の要件
- ①全ての競争参加資格を満たし、かつ本案件の業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
  - ②派遣する人材は、自社からの派遣実績があり、信頼に足る人物であること。自社からの派遣実績が無い場合は、当該人材が全ての必須条件を兼ね備え、かつ本案件の業務遂行能力を有することを客観的に証明すること
  - ③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
  - ④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
  - ⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
  - ⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能であること(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など)
  - ⑦全ての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

## 7 派遣職員の必須要件

- ①社会人としての基礎を身につけていること
  - ・職員(非常勤嘱託員・派遣職員含む)と協調して業務を遂行できること
  - ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
  - ・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること
  - ・理由の無い欠勤、遅刻がないこと
  - ・周りに不快感を与えない身だしなみであること
  - ・データ取り扱い業務ができること。特に、顧客データの取り扱いに習熟していること
  - ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと
- ②官公庁・企業等での勤務経験が継続して2年以上あること
- ③入力は迅速かつミスが少ないとこと
- ④企業での勤務経験があり、ビジネス文書の作成に習熟していること
- ⑤機密情報の取り扱いに関する知識を有し、適切な対応ができること

OAスキル: WORD 簡単な新規文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷  
EXCEL データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ  
PowerPoint 既存プレゼン資料の加工・編集  
Access 既存DBへのデータ入力・レポート出力  
その他 共有フォルダの整理・整頓等

英語スキル: レベル 英検2級/TOEIC600点程度(読み書き重視 会話はほとんどなし)  
使用内容 英文書類の内容確認  
使用頻度 さほど頻度は無い

## 8 職場の環境

- ①管理職1名、職員3名
- ②主に所長、所員が業務に関する説明、指示を行う

## 9 その他の要望

貿易関係企業勤務経験等で貿易実務に関する基礎知識があればなお可

## 10 その他

- ①代替人員の確保  
派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求める場合がある。
- ②派遣労働者の交代  
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。  
また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。
- ③出張  
業務に出張が含まれる場合には、別途、出張に関する協議書を締結することとする。

以上